

様式第10号

質問書(施設名：岩手県立野外活動センター)

No.	日付	資料名	ページ	項目番号	質問項目名及び内容	回 答	回答日
1	8月18日	岩手県立野外活動センター管理運営業務仕様書	P. 13	5(1)イ	利用料金の設定に関して、県内料金と県外料金を設定する場合、条例の改正等の必要があるでしょうか。	お見込みのとおりです	8月28日
2	8月18日	岩手県立野外活動センター管理運営業務仕様書	P. 3	5(3)ア(ウ)	食堂食単価は、県教育委員会が設定とありますが、野外炊事メニュー等の単価設定は指定管理者に裁量があるのでしょうか。	お見込みのとおりです	8月28日
3	8月18日	参考資料		(2)	管理運営費のうち、修繕費・燃料費・光熱水費・電話料はそのまま記載という条件がありますが、昨今の物価高騰等の影響で上限額を上回った場合、協議事項となる認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです	8月28日
4	8月18日	参考資料		(5)(6)	利用料金の減免額については、基準を設けて精算とありますが、令和8～11年度の指定管理期間中の基準人数は、指定管理者が設定可能でしょうか。それとも行政側で、設定されるのでしょうか。行政側で設定される場合は、指定管理3年間の基準をご教授ください。	県の減免基準に応じた実績人数分の減免額を精算経費とします。令和8～10年度の基準額は、1,015千円を見込んでいます。	8月28日
5	8月18日	参考資料		(3)(4)	使用料の実際の収入額については、(3)岩手県立野外活動センター使用料から、(4)減免状況の数字を引いた額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです	8月28日
6	8月18日	管理運営業務仕様書	P. 2	5(1)カ(イ)	バスの運行业務に使用するバスは、現在運行されているバスを引き続き使用できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです	8月28日
7	8月18日				職員宿舍の使用や維持管理について、条件があるのでしょうか。	使用許可の対象 施設勤務職員の居住・使用 維持管理 ・環境整備は居住者対応 ・修繕は指定管理者対応 (30万円を超える修繕は、県との協議事項)	8月28日
8	8月20日				自販機を置かれている場合は、目的外使用に関わる事業者負担額と、販売手数料の収入実績を教えてください。	目的外使用料 (R7) 【屋外】1台：599円 【屋内】1台＋ゴミ箱：43,723円 1台＋ゴミ箱：25,706円 私用光熱水費 (R6実績)： 71,124円 販売手数料徴収なし	8月28日